■□■ □■□ 事故防止メルマガ「Think」/Vol. 224
□■□ ■ 【発行】シンク出版株式会社 http://www.think-sp.com/
<ul> <li></li></ul>
★11月後半の安全管理ごよみ
<ul> <li>◆1日(日)~30日(月)</li> <li>─過労死等防止啓発月間〈過重労働解消キャンペーン〉(厚生労働省)</li> <li>─エコドライブ推進月間(エコドライブ普及連絡会)</li> <li>─フォークリフト等の特定自主検査強調月間</li> <li>◆15日(日)</li> <li>─世界道路交通被害者追悼の日</li> <li>◆16日(月)~1月10日(日)</li> <li>─第60回「正しい運転・明るい輸送運動」(全日本トラック協会)</li> <li>◆23日(月)</li> <li>─勤労感謝の日</li> </ul>

※詳しくはシンク出版のWEBサイト「今月の運転管理」で紹介しています。

# 【今月の運転管理↓】

https://www.think-sp.com/2020/10/12/2020-nov-kongetsu-untenkanr/

■危機管理意識を高めよう

『「自然発車」事故を防ごう』

昨今、傾斜のある場所で駐停車したときに、駐車ブレーキ(サイドブレーキ) の引きが甘かったり、かけ忘れたりして車が動き出す「自然発車」の事故が多 発しています。

その多くは、電柱や建物に当たるなどの物損事故ですんではいますが、なかには車を止めようとした運転者がひかれてしまったり、歩道の歩行者などに衝突して死傷事故につながる場合があり注意が必要です。…

# 【続きを読む↓】

https://www.think-sp.com/2020/10/30/kikikanri-shizen-hasha/

\_\_\_\_\_

■交通事故の裁判事例

-----

今回は、自動車ローンを利用して購入していたため所有権が留保されている 車で事故を起こし、所有者名義人(ディーラー)から車の使用者に評価損請求 権の債権が譲渡された件につき、訴訟を遂行させるための訴訟信託に当たるか が争われた事例を紹介します。

『ローン完済時には使用者に所有権が移るため信託法10条違反にはならない』

## 【事故の状況】

平成28年6月14日午前9時10分ごろ、Aは乗用車を運転して大阪府豊中市の高速道路を走行中、第2車線から第1車線に車線変更しようとブレーキを踏んだ際に、後続の大型トラックBに追突されました。

この事故により、Aは頚椎捻挫等の傷害を負い、車両も大破して約160万

円の修理費用が発生しました。

Aは、新車購入後わずか2か月で事故にあったため、市場価値の低下が大きく、評価損は修理費用の5割である80万円は下らないと主張しました。

しかし、BはAがC社の自動車ローンを利用して車を購入していたため、A車にはいわゆる所有権留保(売主が売買代金を担保するため、代金が完済されるまで引渡した車の所有権を留保するもの)が付されていたために、所有者名義人はC社になっており、Aは使用者に過ぎないから評価損を請求できないと反論しました。

また、平成30年1月12日にC社は評価損に関する請求権をAに譲渡したが、この債権譲渡もAが訴訟行為をすることを目的としており、信託法10条が禁止する訴訟信託に当たり無効であると主張しました。

## 【裁判所の判断】

「A車の車種(メルセデスベンツ)、初度登録後約2か月で事故にあったこと、 損傷部位などを考慮すると、A車の評価損は修理費の3割に相当する約48万 円と認めるのが相当である」

「Aは、A車の使用利益を有し自動車ローンの支払いが終わればA車の所有権も取得することになる等を鑑みると、C社による債権譲渡がAに訴訟を追行させることを主たる目的として行われた訴訟信託に当たるとはいえないから、信託法 10条に反すると解されない」

として、債権譲渡が訴訟信託に当たらないとしました。

(大阪地裁 平成30年7月20日判決)

※信託法1	0 条
-------	-----

信託は訴訟行為をさせることを主たる目的としてすることができない。

■今日の朝礼話題

『昼間の飲酒運転の割合が増加傾向です』

警察庁の分析によると、近年飲酒運転による死亡事故は減っているものの、 昼間に飲酒運転をする割合が増えていることがわかりました。…

# 【続きを読む↓】

https://www.think-sp.com/2020/11/02/tw-hiruma-inshu/

シンク出版WEBサイトでは、朝礼時や会報作成時に参考にしていただける 「今日の朝礼話題」を毎日(弊社営業日)更新しています。 (情報のご利用につきましては、以下「当サイトのご利用について」をご確認 ください↓)

https://www.think-sp.com/2020/06/01/tw-kinkyu-jitai/

-----

■【新発売】教育冊子「交差点を鳥の目で視ると隠れた危険が見えてくる」

-----

※仕様 B 5 判/ 1 6 ページ/カラー刷※価格 7 0 0 円 (1 セット < 5 冊 >・税別・送料実費)

交差点事故を防ぐためには、自分の目で見て安全確認をすることはもちろんですが、運転席から見えていない危険を俯瞰的に発見する力(メタ認知能力)が必要です。

例えば、左折をする際に左後方の死角にいるバイクや自転車など、目には見 えない危険をイメージすることで二輪車の巻き込み事故の危険は大幅に減少し ます。

本冊子では交差点での6つの運転場面を取り上げて、それぞれ鳥の目で見るように高い位置から交差点の危険を示して、目に見えない危険を理解できているかを確かめることができます。

ぜひ事業所でのメタ認知能力向上のための教育ツールとしてご活用ください。

## 【詳しくはこちら↓】

\_\_\_\_\_

■【好評発売中】手帳「2021トラック運行管理者手帳」 手帳「2021バス運行管理者手帳」

-----

※仕様 A 6 判/222ページ/表紙ビニールレザー/本色2色刷 ※価格 各 1, 200円+税

今年も「2021トラック運行管理者手帳」「2021バス運行管理者手帳」 の販売を開始しております。

両手帳とも、運行管理者として知っておきたい最新の法改正などを「法令編」「知識編」「データ編」としてまとめており、煩雑になりがちな運行管理関係の法令知識をお手元で確認していただくのにとても便利です。

また、スケジュール欄も充実しており、日々の運行管理に役立つ手帳となっております。

## 【詳しくはこちら↓】

https://2014unkoukanridiary.jimdo.com/

-----

■【好評発売中】自己診断テスト「ドライバーのための『健康管理』自己診断」

-----

※仕様 A4判/4ページ(複写式)/カラー刷

※価格 500円 (1セット<5冊>・税別・送料実費)

※監修 下村洋一(医師/労働衛生コンサルタント/日本医師会認定産業医)

近年、業務運転中に病気の発作等で引き起こされる交通事故が頻発しており、 安全運転にとって普段の健康管理の重要性が見直されています。

本テストでは日頃の健康管理を振り返り、48の質問に「ハイ」「イイエ」 で答えていただくことで、普段どれぐらい運転に必要な健康管理ができている かを簡単に知ることができます。

「疲労や睡眠不足などを軽視する危険度」「日頃の感染予防を軽視する危険 度」など、健康管理を行うにあたってのご自身の弱点に具体的に気づくことが できますので、体調を管理しながら日々の安全運転に活かしていただくことが できます。

【詳しくはこちら↓】 https://bit.ly/31L7zlp

【事故防止メルマガ「Think」のバックナンバーはこちら↓】 https://goo.gl/duF5ws

本メールマガジンは、名刺交換をさせていただいた方々にも送信させていただいております。今後、メールマガジンの購読を希望されない場合は、お手数ですが下記アドレスまでご連絡をいただきますようお願いいたします。

(令和2年11月2日送信)

※本メールは「MSゴシック」などの等幅フォントで最適に表示されます。

■□ へ人と車の安全な移動をデザインする~
シンク出版株式会社
大阪市北区天神橋 1 - 7 - 15ビアリッツ天神橋 501
TEL 06-6809-1989
FAX 06-6809-1984
Eメール mail@think-sp.com
URL http://www.think-sp.com/